平成２３年（フ）第８１７号
兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番24号、住民票上の住所兵庫県西宮市甲陽園山王町３番13号
破産者　勇崎　武彦
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満838番地24
破産者　寝具のエノモトこと　榎本　策次
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第３１号
徳島県吉野川市美郷字宗田273番地１
破産者　椙村　絹子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
愛媛県松山市小坂５丁目16番７号　Ｍプラネット102号室
破産者　小松　正和
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０５号
福岡県うきは市浮羽町東隈上356番地５
破産者　家永　文夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７２１号
熊本市南区畠口町2392番地
破産者　前田　節子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８４７号
熊本県葦北郡津奈木町大字千代378―２、開始決定時の住所熊本市北区飛田２丁目４番61号　ラフォーレ自由ヶ丘Ａ―202号
破産者　江藤　文敏
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
北海道空知郡南幌町緑町３丁目２番７号
破産者　秋　　仁
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１５号
岩手県花巻市桜台２丁目２番28号　コーポＫ２―102号、前住所岩手県花巻市栃内29地割64番地
破産者　桐田　　實（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３５号
茨城県ひたちなか市大字中根3600番地369
破産者　鹿志村久史
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６４９号
新潟県五泉市牧664番地
破産者　劔　健一郎
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
金沢市横川２丁目69番地
破産者　宮下　　将
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
大津市浜大津３丁目９番７号　グランコートビワコＡ―１、前住所東京都大田区蒲田５丁目40番10号初穂マンション蒲田602
破産者　尾川　丈一
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６１号
和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東369―２、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町向島６番地の６
破産者　竹本染工場こと　竹本　芳彦
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９２号
和歌山市田尻824番地の５
破産者　大城　康子
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
和歌山市紀三井寺442番地の６　瀧谷和男方、住民票上の住所和歌山県岩出市中島1165番地の40
破産者　大橋真由美
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６３号
和歌山県岩出市曽屋411番地の10
破産者　松本　千賀
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
山口県萩市大字川島366番地３
破産者　竹下シヅヱ
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第１５４号
岡山県倉敷市北畝５丁目23番30号プレジール純Ａ202、開始決定時の住所熊本県八代市通町10番56号　202
破産者　指本　明美（旧姓川田）
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部